

議長

農業委員現在数14名、出席13名、欠席1名、よって会議は成立いたしました。
これより令和7年度第4回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第6番吉野委員さん、第7番 儘田委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

前回の総会から本日までの日程行事につきまして報告を致します。

6月27日 西東京協同組合の第24回通常総代会が霞共益会館で開催され、加藤会長にご出席いただいております。7月1日 青梅市の農業振興対策審議会が市役所会議室で行われまして、加藤会長に参加をいただいております。7月2日 生産緑地の本調査ということで市内の生産緑地を回っていただきました。加藤会長、石川職務代理、土地部会の皆さまにご参加をいただきました。7月7日 農業経営者クラブの総会が霞共益会館で行われ、加藤会長にご出席をいただきました。7月8日 西多摩の農業委員会の地区別広域連携会議、こちらは東京都農業会議が主催するものですが、瑞穂町役場で開催されまして、加藤会長、石川職務代理にご出席をいただきました。諸報告につきましては以上になります。

議長

以上で報告を終わります。

次に日程4の議案審議に入ります。

議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」1件を上程いたします。

それでは、整理番号1番について、松永委員さんの説明をお願いします。

委員

推進委員 松永です。

整理番号1番について説明します。

委員

7月15日 本人立会いの下、事務局1名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番の さんは、造園業をされていて、植木が定植されております。内訳としましては、ドウダン、マキ、キンメツゲ、ハナミツキ、シダレモミジ、オリーブ、普通のモミジ等でございます。下草は草刈りを行い、しばらくしたので少し草が伸び始めている状況でした。また草刈りをするとのことでした。

地番ですが、自宅の西側に位置して、道を挟んで学校の校庭と隣接しております。ここも植木が定植されております。内訳につきましては、アマナツ、マキ、モッコク、ハナミツキ、モミジ等でございます。この農地につきましては、令和6年の農業委員会の農地パトロールの判定で、農地管理不十分でして、何度か肥培管理のお願いをしてまいりました。現在においては道路にはみ出ていました植木の枝は刈り取られており、草刈りもされておりました。ここの植木の販路というのは、霞直売センター、畑から直売することがあるとのことでした。なかなか植木は厳しいとの話でした。また昨年8月ですが、母親がお亡くなりになりまして、相続の手続きの最中だったこともあり手が回らなかったのも、今後は枝打ちをそのまま残す樹木の保管につきましては、手を入れていきたいとのことでした。よろしくご審議お願いします。

議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、野村委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号2番 野村です。

整理番号1番について説明します。

7月16日 事務局と現地調査を行いました。

地番には、梅の木19本、柿の木3本、地番には、梅の木が12本植えられていました。この時期ですから下草が少し伸びていました。息子さんが吉祥寺に住まいを持っておられ都内で仕事をしておられます。休みの日に来て草刈りをするということです。草が伸びているのが気になったという状態です。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号2番について、梅田委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号10番 梅田です。

整理番号2番について説明します。

当該地はフェンスに囲まれた畑で、キウイやイチゴが栽培されています。このイチゴは薬用につかわれるようです。雑草が60から70センチひざ丈ありましたが、時々除草剤がかけられ剪定枝が畑の周りに置かれていました。従いまして、当該生産緑地は管理される跡が見られ、算定した割合以上、従事していたものに該当するとみられます。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

事務局

り150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

次に第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については露地野菜を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

以上のおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、現地調査でございますが、7月15日に影山委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、影山委員さんが遅れるそうなので事務局から補足説明はなにかございますか。

事務局

7月15日 農業委員さんと事務局で調査を行いました。

申請地ですがセンターの南側でして調整区域と市街化調整区域の境になっております。地番は調整区域で今までは一面の畑になっていました。そこから市街化区域の部分だけ分筆をさせていただいて宅地になっております。その付随の畑として購入されるということで露地野菜を栽培されていくということを伺っております。申請書と口頭での現地調査等行いまして特に問題ないと影山委員さんから伺っております。補足説明は以上です。

議長

他に何かありますか。

事務局

もともと大きいのが一筆あり、調整区域にかかっている 46 m²だけ分筆して購入されたということなのですが、残りの部分は さんのお持ちの部分は農地転用が出ています。市街化農地なので転用が出来るので、多分何棟か建ったところの 1 棟分に付く畑を さんが購入するのではないかということです。ですので道路から畑までの道がないのはそのようなことのようにです。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手 12 名により、可決されました。

よって、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について（移転）」1 件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」2 件を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」御説明致します。議案の 7 ページを御覧ください。

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による農用地等貸付希望申出書の提出および、借受希望者より農用地等借受応募書の提出がありました。そのため、東京都農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積等促進計画の事前協議がございました。

事務局

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、この促進計画については農業委員会の意見を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり促進計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

それでは、整理番号1番を御説明いたします。

《整理番号1番 議案参照 読み上げ》

本案件について、農用地利用集積等促進計画を作成しました。こちらについては議案第6号別紙1を御覧ください。

こちらは新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は2025年9月1日から2030年8月31日までの5年間です。

また、権利の設定には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第6号 別紙2》の調書を御覧ください。

◎農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項

はじめに、第1号「基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること」でございますが、カミーノさんは認定農業者であり、認定農業者等の中核的な担い手への農地の集積として、経営規模の拡大や農地の集約化を図ろうとするものであり、都の基本方針構想及び農業会議の規定に適合するため、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、権利の設定を受ける者の保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、現地調査にて権利の設定を受ける者は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため、ともに該当すると考えます。

続いて第3号のイとロについては、適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございます

事務局

は、権利の設定を受ける者の保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、現地調査にて権利の設定を受ける者は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため、ともに該当すると考えます。

続いて第3号のイとロについては、適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である貸人、借人の両者に促進計画を確認いただき同意をもらっております。従いまして全ての権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項各号の要件と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、露地野菜を栽培する予定になっております。

現地調査につきましては、7月19日に宿谷委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、担当委員の私から補足説明をします。

委員

議席番号1番 加藤です。

整理番号1番について説明します。

地番は、去年はサツマイモ、ナスが植えてあり4月くらいまでそのまま、草もひどくて周りからの苦情もあり、この前会った時に草のことは伝えました。これからもより厳しく見ていきたいと思っております。

地番はトラクターもかけて、ナスを植えていて、秋にはタマネギを植えると言っていました。以上です。

事務局

整理番号2番について補足説明をさせていただきます。

こちらは中間管理ですが、影山委員さんと事務局、借人の さんと現地調査を行いました。現地は緑肥を植えていて土壌改良を行っているということです。ここは秋にかけてタマネギ等を栽培していくということです。以上です。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

質疑1

議席番号11番 石川です。

さんは青梅で新規就農して何年経ちますか？

議長

4年目くらいかな

委員

議席番号11番 石川です。

担い手の委員会がありまして、その委員さんから石井さんに関して話が出ました。今の住所が文京区なのですが、成木に家を借りてそこから畑に行ったりしているようなのですが、他の地区の代表の方から言われたのが「文京区に住んでいて何で青梅の助成金を使うのか。税金を払っていないのに、そういう人に助成金を払っていいのか」という意見が出ました。 さんも、もっと早くに青梅に引っ越しをしようと思っていたのですが、子供の学校の関係で、もうしばらく文京区の方で生活をするという話を聞いているのですが、皆さんどう思いますか。

委員

議席番号10番 梅田です。

私も青梅にいながら日高の畑を管理しているのですが、畑の管理の状況によると思うんですよ。近くに家を借りて、そこから通われているんでしたら十分な管理が出来るかと思うのですが。

委員

議席番号11番 石川です。

地番ですがナスが栽培してあって、この前までそのままの状態、そこに青梅市からもらった助成金で防草シートを張って草を生えないようにしてありました。助成金をもらっているのにナスも片付けないでおかしいんじゃないか、とかも言われていて。そのあと会長からも言っていたら、私も確認したらきれいになっていました。よく作業はされているのですが助成金の使い方はどうなのかと。

委員

議席番号8番 新井です。

助成金を理解していないのですが。規定や使用範囲とか、青梅市在住とかは入っていないのですか。認定者ならいいというのではなく、助成金の中に青梅市在住とかを検討してやっていく、そちらの方が問題なのかなと思います。

委員

議席番号14番 榎戸です。

補助金が青梅市だけのなのですか。私も受けていますが、青梅市と東京都と両方いただいているのですが、テレビで何の財源なのかとかいう話がありますが、住民税があたっているのか、国からの助成金をそっちに使っているのであれば問題ないのかなと思うのですが。今おっしゃったように近隣の方とか補助金で買った農機具を畑に置きっぱなしにしているとか、雨ざらしになっているのを補助金で買っているのはどうなのかとか、耳にすることはあったので、補助でいただいている以上、きちんと使って、出来たら農産物が青梅市で販売できているとか、青梅市に還元があればまたいいのかなと言う気はするのですが。東京都の補助をもらうときに、東京都の方は、都民に還元してほしいという言い方をするんですね、やはりそのような考え方でいけば、市民の方に還元出来ているのであれば言いようもあるのかなという気はします。

委員

議席番号11番 石川です。

ありがとうございます。参考にさせていただきます。

委員

議席番号9番 高山です。

そのようなことは、よく耳にします。事務局は大変でしょうけど、稼働した報告書とか、そういったものが本来ならば、どのくらい使っているのかというのを出させるべきなのでは、というような事を聞いたことがあるんですよ。

事務局

機械をどのくらい使ったかについては細かい報告は求めてないですけど、ある程度就農の報告はもらっています。東京都がおかしいとなれば返還という形の補助になります。機械の稼働報告まで求められると作業場は厳しいものがあります。

議長

採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手12により、可決されました。

よって、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の

議長

規定による農用地利用集積等促進計画案について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第5号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の認定についての決定について」4件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第4号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の認定についての決定について」御説明いたします。議案の4ページを御覧ください。

本議案につきましては、青梅市が、貸人および借人から、生産緑地の貸借に係る

事務局

「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」にもとづく事業計画認定の申出を受け、各案件について、青梅市長より青梅市農業委員会へ計画審査が依頼されたものでございます。

それでは、整理番号1番について御説明いたします。

整理番号1番

《議案参照。読み上げ》

事業計画の認定を受けるためには、“都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項”の要件を満たす必要があります。この判断については《議案第5号 別紙1》の調書および1枚おめくりいただいて、《議案第5号 別紙2》の申請書を御覧ください。

まず、申請者が当該生産緑地に常時従事する農業者のため、別紙1の第1号から第3号までの要件を満たす必要があります。本人との面談および別紙2の申請書に基づいて判断しております。

第1号。事業の内容が都市農業の有する機能の発揮に特に資するものとして、農林水産省令で定める基準に適合していることが求められますが、生産した農産物の5割以上を青梅市近郊で販売する予定のため、都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の内容に関する基準「1」のイを満たすと考えられます。また、適切に除草することを確認しましたので、基準「2」を満たすと考えられます。

次に第2号。耕作の事業により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと認められることという要件ですが、申請地で露地野菜を栽培する計画のため、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

最後に第3号。農地の全部効率利用がされることという要件ですが、申請人の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれると考えております。

以上のとおり都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の各要件を満たすため、事業計画の認定要件を満たしていると考えております。

また、農地所有者は主たる従事者の業務として、借受人の従事日数の1割に当たる年間35日間当該生産緑地の見回りを行っていくことになっております。

《議案第4号 別紙3》は、当人同士でとりかわす賃借契約書の案となります。内容については貸付人および借受人ともに承諾済みです。

現地調査でございますが、3月19日加藤会長と行いまして、調査結果は認定するに相当であるとの判断となっております。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番から4番について、担当委員の私から補足説明します。

委員

議席番号1番 加藤です。

整理番号1番ですが、ラグビーボールくらいのスイカ、黄色と緑のを作っています。自分の家の裏で無人販売をしています。

整理番号2番ですが、地続きで委託苗木を植えるそうです。

整理番号3番ですが、広い道の側なので畑と歩道の上に草が少し生えていたので、人がたくさん通るし草の管理はちゃんとしてくださいとお伝えしました。次の日に見に行ったらきれいになっていました。ここにはサツマイモが植えてありました。

整理番号4番ですが、さんが一生懸命やっけていまして、ナス、トウモロコシ、スイカ、サツマイモなど植えていました。地番は2筆になっていまして、スイカが植えてありましたが鳥が食べてしまっていて、草がたくさん生えていたので、草はきちんとするように伝えました。350日畑仕事をするということが書いてありますので、いろんなところに畑を持っていると思いますが、管理していただけるのではないかと思います。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。
賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第5号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の認定についての決定について」4件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

議長

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、2件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、1件で2ページに記載されたとおりです。

議長

次に「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、11件で3ページから4ページに記載されたとおりです。

議長

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後 3 時 3 0 分から開会いたします。